

一般財団法人 横須賀西部水産振興事業団 定款

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第4条）
- 第3章 資産及び会計（第5条～第10条）
- 第4章 機関
 - 第1節 機関の設置（第11条～第12条）
 - 第2節 評議員（第13条～第15条）
 - 第3節 評議員会（第16条～第23条）
 - 第4節 役員（第24条～第31条）
 - 第5節 理事会（第32条～第39条）
- 第5章 顧問（第40条）
- 第6章 定款の変更、合併及び解散（第41条～第45条）
- 第7章 事務局（第46条）
- 第8章 情報公開及び個人情報の保護（第47条～第49条）
- 第9章 補則（第50条）
- 附 則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人横須賀西部水産振興事業団と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、横須賀市の相模湾沿岸の美化、動植物の調査研究及び保護培養並びに水産業の経営安定に資する助成を行うとともに、沿岸環境及び動植物の保護及び創造並びに海難防止に関する知識の普及に努め、もって県民の憩いの場である相模湾沿岸の環境の保全と水産振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 横須賀市の相模湾沿岸の海岸環境の保全と美化に関する事業
- (2) 横須賀市の相模湾沿岸における動植物の調査研究及び保護培養に関する事業
- (3) 横須賀市の相模湾沿岸海域における水産業の経営安定のための資金の貸付けを受けた者に対する助成
- (4) 沿岸環境及び動植物の保護及び創造並びに海難防止の研修会に関する事業
- (5) 水産振興等の広報に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- (1) 基本財産は、この法人の目的である事業を行うため不可欠なものとして、評議員会が定めた財産をもって構成する。
- (2) その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分制限)

第6条 前条の基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(会計原則)

第7条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会での決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。また、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 前2項に掲げる書類は、毎事業年度の終了後3か月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

第4章 機 関

第1節 機関の設置

(機関の設置)

第11条 この法人に、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を、監事は、この法人の理事又は使用人を、兼ねることができない。

(報酬等)

第12条 評議員、理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、1日当たり2万円を超えないものとする。

- 2 評議員、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数(現在数)の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

ト 理事のいずれか1人とその親族その他特殊な関係にある者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人をいう。)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、

総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- (3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 3 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 4 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項について説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 5 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

- 第15条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

第3節 評議員会

(構成)

- 第16条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 評議員、理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更

- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 理事会において評議員会に付議した事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(評議員会の招集の決定)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の日々の 1 週間前までに、評議員に対して、書面で通知を発しなければならない。
- 4 第 3 項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(定足数)

第 20 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会の決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受
 - (6) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る

場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(評議員会の議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の 1 名が記名押印しなければならない。

(評議員会の議長)

第 23 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選出する。

第 4 節 役員

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第 197 条において準用する同法 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、現任の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

- 第 27 条** 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 28 条** 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を執行する。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる
こと
 - (3) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
 - (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事又は使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員解任)

- 第 29 条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第 31 条 この法人は、役員の法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 節 理事会

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 33 条 理事会は次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 内部管理に必要な規則（評議員会で定めるものを除く。）の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時、場所及び目的である事項その他評議員会の招集に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 31 条の役員の損害賠償責任の免除

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法人法第 93 条第 3 項又は同法 101 条第

- 3 項に該当する場合は、この限りでない。
- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、その理事会に出席した理事長及び監事が議事録に記名押印する。

(理事会の議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長とする。

第 5 章 顧 問

(顧問)

第 40 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、水産活動その他この法人の運営等に関し優れた見識を有する者のうちから、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、この法人の運営に関する重要事項について意見を述べることができる。
- 4 この定款に定めるもののほか、顧問の報酬、任期その他重要な事項は、理事会の決議

を経て理事長が定める。

第6章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併)

第42条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の配分の制限)

第44条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする認定法第5条第17号に掲げる法人又は横須賀市に贈与するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局長及び職員は有給とする。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事長、副理事長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長 太田 議
- (2) 副理事長 井本 邦明
- (3) 専務理事 岡野 廣隆